

# 社会保険便覧Q&A

2025

1	日	月	火	水	木	金	土	2	日	月	火	水	木	金	土	3	日	月	火	水	木	金	土
	*	*	*	1	2	3	4		*	*	*	*	*	*	1	*	*	*	*	*	*	1	
	5	6	7	8	9	10	11		2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8	
	12	13	14	15	16	17	18		9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15	
	19	20	21	22	23	24	25		16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22	
	26	27	28	29	30	31	*		23	24	25	26	27	28	*	23	24	25	26	27	28	29	

2025

4	日	月	火	水	木	金	土
	*	*	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	*	*	*

5	日	月	火	水	木	金	土
	*	*	*	*	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

6	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	*	*	*	*	*

7	日	月	火	水	木	金	土
	*	*	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	*	*

8	日	月	火	水	木	金	土
	*	*	*	*	*	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31	*	*	*	*	*	*

9	日	月	火	水	木	金	土
	*	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	*	*	*	*

1	日	月	火	水	木	金	土	2	日	月	火	水	木	金	土
	*	*	*	*	*	*	*	1	*	*	*	*	*	*	1
	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	
	12	13	14	15	16	17	18	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30	31	*	26	27	28	29	30	31	*	

4	日	月	火	水	木	金	土	5	日	月	火	水	木	金	土
	*	*	*	*	1	2	3	4	*	*	*	*	*	1	
	2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8	
	9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	23	24	25	26	27	28	29	
	30	*	*	*	*	*	*	30	*	*	*	*	*	*	

11	日	月	火	水	木	金	土	12	日	月	火	水	木	金	土
	*	*	*	*	*	1	2	1	*	*	*	*	1	2	3
	2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8	
	9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	23	24	25	26	27	28	29	
	30	*	*	*	*	*	*	30	*	*	*	*	*	*	

12	日	月	火	水	木	金	土	1	日	月	火	水	木	金	土
	*	1	2	3	4	5	6	1	*	*	*	*	1	2	3
	7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30	31	*	*	*	28	29	30	31	*	*	*	

1	日	月	火	水	木	金	土	2	日	月	火	水	木	金	土
	*	*	*	*	*	*	*	1	*	*	*	*	*	*	1
	5	6	7	8	9	10	11	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30	31	*	26	27	28	29	30	31	*	

2	日	月	火	水	木	金	土	3	日	月	火	水	木	金	土
	*	*	*	*	*	*	*	1	*	*	*	*	*	*	1
	5	6	7	8	9	10	11	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30	31	*	26	27	28	29	30	31	*	

3	日	月	火	水	木	金	土
	*	1	2	3	4	5	6
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	*	*	*	*

# もくじ

## I 健康保険・厚生年金保険への加入／5

適用事業所	6
資格取得	7
後期高齢者医療	8
被扶養者	9
マイナ保険証（被保険者証）	13
介護保険	15
資格喪失	16
資格喪失後の任意加入	17
国民健康保険	18

## II 健康保険・厚生年金保険の保険料／19

保険料額の計算方法	20
標準報酬月額	23
資格取得時決定	25
定時決定	26
隨時改定	29
育児休業等終了時改定	32
標準賞与額	33
保険料を納める期間	34
保険料の負担割合	36
保険料の納付	36
育児休業等による保険料免除	38
児童手当の拠出金	39
■主な事務手続一覧	40
電子媒体による届出	43
電子申請	44

## III 病気になったときなどの健康保険の給付／45

療養の給付と患者負担割合	46
入院時食事療養費	48
入院時生活療養費	49

保険外併用療養費	50
訪問看護療養費	52
療養費	52
高額療養費・高額介護合算療養費	54
傷病手当金	58
出産育児一時金・出産手当金	59
埋葬料	60
資格喪失後の給付	60
第三者行為	62

#### IV 健康診査・保健指導とその他のサービス／63

保健事業・福祉事業	64
健康診査・特定保健指導	65
高額医療費貸付事業	67
出産費貸付事業	68
情報提供サービス	69
ジェネリック軽減額通知	70

#### V 厚生年金加入者が受けられる老齢年金／71

老齢年金の支給開始年齢	72
支給開始前の繰り上げ	73
老齢年金の資格期間	74
第3号被保険者期間の特例届出	77
ねんきん定期便	78
厚生年金と共に済年金の一元化による改正	79
年金額の改定	80
60歳台前半の老齢厚生年金	82
定額部分の計算方法	84
報酬比例部分の計算方法	85
養育期間の従前標準報酬月額みなし措置	87
離婚後の標準報酬分割	88
加給年金額	89
60歳台前半の在職老齢年金	90
雇用保険との調整	92

65歳からの老齢年金	95
65歳からの在職老齢年金	100
年金相談・年金見込額	102
年金の請求	103
年金の支払月	104
年金と税金	106

## **VI 厚生年金加入者が受けられる障害年金／107**

障害年金の受給要件	108
障害年金の年金額の計算方法	110
障害年金と老齢年金の併給	112

## **VII 厚生年金加入者の遺族が受けられる年金／113**

遺族年金の受給要件	114
遺族年金の年金額の計算方法	116
遺族年金と老齢年金の併給	120
未支給年金	122

## **付1 年金委員・健康保険委員／123**

国民年金制度の目的	128
国民年金の加入者	129
国民年金の保険料	131
国民年金の保険料免除	133
国民年金の給付	135

## **付2 国民年金制度の概要／127**

労働保険の保険料	138
----------	-----

労災保険の給付	139
---------	-----

雇用保険の給付	140
---------	-----

(注) 本書は令和7年3月1日現在の情報に基づき作成しました。

# I

## 健康保険・ 厚生年金保険への加入

社会保険に係る事業所からの適用関係の届出（被保険者資格や保険料に関する届出）は、次のとおり行います。

- 厚生年金保険と協会けんぽ（適用）について、事業所は、年金事務所に提出するか、都道府県で定める事務センター等に郵送します（なお、協会けんぽの給付関係の申請書等は、被保険者が協会けんぽ都道府県支部に郵送します）。
- 健康保険組合や厚生年金基金に加入している事業所は、各健保組合・厚生年金基金にも同様に届け出る必要があります。
- 健康保険・厚生年金保険の加入や届出に関するお問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル」へ。  
0570-007-123（050で始まる電話からは03-6837-2913）

Q

どのような事業所の従業員が加入しますか。

A

法人事業所と5人以上の個人事業所です。

### 強制適用事業所

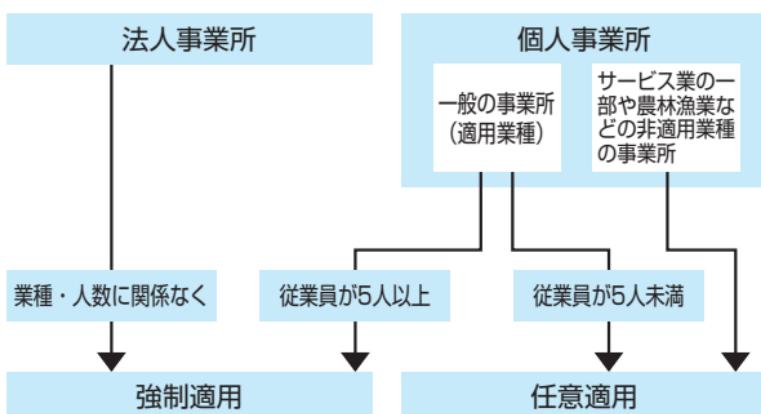
(1)(2)のいずれかに該当する事業所は適用事業所（強制適用事業所）と呼ばれ、そこで働く従業員は原則、健康保険・厚生年金保険に加入する（被保険者となる）ことになります。

(1)適用業種〔物の製造・販売、法律・会計業務を行う士業（令和4年10月施行）など所定の範囲内の業種〕であり、常時5人以上の従業員が働く事業所。

(2)(1)以外の、常時従業員が働く法人事業所。

### 任意適用事業所

上記以外の事業所の事業主が、従業員の半数以上の同意を得て申請し、認可を受けると、その事業所も適用事業所（任意適用事業所）となり、その従業員は原則、健康保険・厚生年金保険の被保険者になります。



※事業所が適用を受けるときは、新規適用届と被保険者資格取得届を提出します。また、適用事業所に該当しなくなった場合にも届出が必要です。

Q

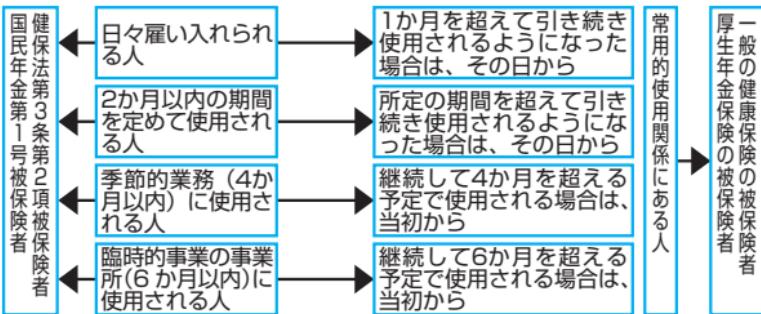
## 事業所の全従業員が加入しますか。

A

### 勤務時間・日数の少ないパートタイマーや日々雇い入れられる人などは加入しません。

被保険者となるのは、適用事業所に使用される人です。ただし、日々雇い入れられる人、後期高齢者医療の被保険者は健康保険に加入せず、70歳以上の人には厚生年金保険に加入しません。事業主は、従業員が被保険者となった日から5日以内に、被保険者資格取得届／厚生年金保険70歳以上被用者該当届を提出します。

※平成27年10月から、公務員・私立学校の教職員（共済組合等の加入者）も厚生年金保険の被保険者になっています（79頁参照）。



### パートタイマーなどの短時間労働者の加入

1週の所定労働時間および1か月の所定労働日数が一般社員の4分の3以上あるか、4分の3未満でも、  
 ①週の所定労働時間20時間以上、②月額賃金8.8万円以上、③勤務期間2か月超見込み、④学生でない、⑤従業員51人以上の企業（特定適用事業所）または50人以下でも労使合意のある企業（任意特定適用事業所）や国・地方公共団体に属する事業所に勤務する場合、被保険者とされます。

※令和5年10月から、事業主が、手取り収入を減らさないように「社会保険適用促進手当」を支給した場合は、被保険者負担分の保険料相当額を上限として、保険料の算定対象とされません。

Q

**健康保険に加入しない後期高齢者医療の被保険者とはどのような人ですか。**

A

**原則として75歳以上の人です。**

平成20年4月から、75歳以上の後期高齢者の医療は、後期高齢者医療により運営されています。

### **後期高齢者医療の実施主体**

後期高齢者医療の事務（保険料徴収などの事務を除きます）を行うのは、都道府県の区域ごとにその区域内のすべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます）です。

### **後期高齢者医療の被保険者**

広域連合の区域内に住む75歳（所定の程度の障害の状態にある人は65歳）以上の人人が被保険者になります。

### **後期高齢者医療の保険料**

後期高齢者医療の被保険者は、原則として全員が保険料を負担します。保険料には所得割額と均等割額があり、保険料額は広域連合が条例で定める保険料率によって計算されます。なお、所得が低い人については、保険料の額が減額される場合があります。

また、健康保険など被用者保険の被扶養者だった人が、後期高齢者医療の被保険者になった場合は、所得割額は納めなくてよいことになっています。また、均等割額については、平成29年3月までは9割軽減されていましたが、平成29年4月からは7割軽減、平成30年4月からは5割軽減、平成31年4月からは軽減なし（ただし、被保険者になった月から2年間は5割軽減）となっています。

Q

被保険者の家族も加入できますか。

A

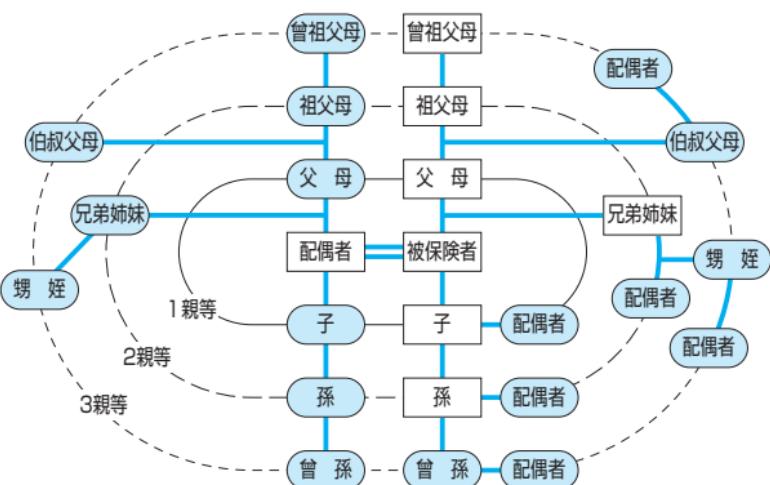
被保険者の家族は、健康保険に加入するこ  
とはできますが、厚生年金保険に加入する  
ことはできません。

## 健康保険の被扶養者

健康保険の被保険者の家族（後期高齢者医療の被保険者である人を除きます）は、その生計が主としてその被保険者の収入によって維持されていれば、健康保険の被扶養者となり、健康保険で医療などを受けられます（被扶養者は健康保険の保険料納付は不要）。

なお、ここでいう「家族」とは、被保険者の3親等内の親族や直系尊属のほか、内縁関係の配偶者とその父母・子（その配偶者が死亡した後も含みます）をいいますが、そのうちの一部については、被保険者と同居していることが必要です。

また、「家族の生計が主としてその被保険者の収入〔3親等内の親族図〕  の人は生計維持関係が必要  の人は生計維持関係と同一世帯が必要



によって維持されている」とは、原則、次の基準(1)～(3)を満たしていることをいいます。

- (1)家族の年収が130万円未満（家族が60歳以上または障害者の場合には、家族の年収が180万円未満）。
- (2)家族が被保険者と同居している場合には、①家族の年収が被保険者の年収の半分未満、または、②家族の年収が被保険者の年収以下であって、世帯の生計状況を総合的に考慮して、被保険者が世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められる。
- (3)家族が被保険者と別居している場合には、家族の年収が被保険者からの仕送額未満。

※令和2年4月から、原則として、国内居住（住民票が日本国内にある場合）が要件となっています。

※令和5年10月から、短時間労働者が繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、原則として連続2年間まで引き続き被扶養者になれることになっています。

### 被扶養者（異動）届

家族を扶養している人が健康保険の被保険者になったとき、または健康保険の被保険者の家族が被扶養者になったときは、5日以内に、健康保険被扶養者（異動）届を事業主経由で提出します。家族が健康保険の被扶養者でなくなったときなど、被扶養者に関して届け出た事項に変更があったときにも、そのつど被扶養者（異動）届を事業主経由で提出します。その際、変更があった被扶養者の資格確認書等を添付します。

届書は、国民年金第3号被保険者関係届と一体（単票）のものとなっています（12頁参照）。

※75歳になり後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者については、事業主にその情報をプリントした被扶養者（異動）届が送付されますので、被扶養者の資格確認書等を添付して返送します。

Q

## 家族はどの年金制度に加入しますか。

A

被保険者の家族は、20歳以上60歳未満である間、国民年金の第1号被保険者または第3号被保険者となります。

### 国民年金に加入する人

次の表の「第1号被保険者」、「第2号被保険者」または「第3号被保険者」に該当する人は、国民年金に加入します（被保険者となります）。

種別	対象者	国民年金保険料納付
国民年金 第1号 被保険者	日本国内に住む20歳以上60歳未満の人で、第2号被保険者でも第3号被保険者でもない人	被保険者が個別に月額17,510円（令和7年度）を納付
国民年金 第2号 被保険者	厚生年金保険の被保険者（第1号～第4号被保険者：79頁参照）※1	個別の納付はなく、厚生年金保険が一括して拠出
国民年金 第3号 被保険者	第2号被保険者の配偶者※2である20歳以上60歳未満の人で、その生計が主としてその第2号被保険者の収入によって維持※3されている人（第2号被保険者である人を除く）※4	

※1 65歳以上で老齢基礎年金等の受給権をもつ人を除きます。

※2 内縁関係の配偶者を含みます。

※3 生計維持の基準は、健康保険の被扶養者の場合と同じです。

※4 令和2年4月から、原則として国内居住が要件となっています。

したがって、厚生年金保険の被保険者の家族は、20歳以上60歳未満である間、国民年金に加入することになります。そのうち、①配偶者以外の家族と②生計維持の基準を満たさない配偶者は国民年金の第1号被保険者となり、③生計維持の基準を満たす配偶者は国民年金の第3号被保険者となります。

## 国民年金第3号被保険者関係届

第3号被保険者に該当した場合は、配偶者が使用される事業所または事業所が所属する健康保険組合を通じて年金事務所に届け出ます。この第3号被保険者関係届は、健康保険の被扶養者（異動）届と一体化されています。事業主は、第2号被保険者からの提出をうけて、内容と添付書類を確認したうえで提出します。

届出が必要となるのは下表のような場合ですが、この他、①資格喪失（国民年金の任意加入対象者該当）、②死亡、③氏名変更、④氏名・生年月日・性別の訂正、⑤住所変更（届書は別）についても、事業主経由で届け出る必要があります。

なお、第3号被保険者が、①収入が基準額以上となり扶養から外れた場合、②離婚した場合は、事業主経由で「被扶養配偶者非該当届」を提出することになっています。ただし、協会けんぽ適用事業所の第2号被保険者の被扶養配偶者は届出不要です。また、配偶者である第2号被保険者の退職や、第3号被保険者が被用者年金に加入し第2号被保険者になったことにより第3号被保険者でなくなった場合も届出は不要です。

変更事由（例）	被保険者種別の変更	届書の種類
被扶養者である配偶者が20歳になった	国年無資格→第3号	資格取得届
第2号被保険者と結婚して被扶養配偶者になった	第1号→第3号	種別変更届
第2号被保険者である配偶者が離職した（共働きをやめた）	第2号→第3号	
第3号被保険者の配偶者が転職して加入制度が変わった（例えば、共済→厚年）	第3号→第3号	種別確認届

※第3号被保険者に該当しなくなった人が第1号被保険者に該当する場合、本人が市区町村に届け出る必要があります。なお、届出が2年以上遅れて保険料未納期間が発生している人については、届出（平成25年7月から受付）により未納期間が年金受給資格期間に算入されます。また、平成27年4月から3年間に限り、この期間について保険料の特例追納（最大10年分）が可能となっていました。

Q

**被保険者証はマイナ保険証に切り替えられたのですか。**

A

**令和6年12月に従来の被保険者証は廃止され、マイナ保険証に切り替えられました。**

従来、健康保険に加入したときには、被保険者・被扶養者それぞれに、紙またはカードの健康保険被保険者証（健康保険証）が交付されていました（70歳以上の被保険者・被扶養者（高齢受給者）には、被保険者証のほかに患者負担割合が記載された健康保険高齢受給者証も交付）。

### **被保険者証は令和6年12月に新規発行を終了**

従来の被保険者証は、令和6年12月2日から新規発行が終了し、マイナンバーカードを被保険者証として利用する「マイナ保険証」に移行しています。ただし、発行済みの被保険者証については、令和7年12月1日まで使用できます<sup>※1</sup>。

また、マイナンバーカードを持っていない人や、マイナンバーカードを被保険者証として利用登録していない人には、その代わりとなる「資格確認書」が発行されますので、これを用いて医療機関等を受診することになります<sup>※2</sup>。

※1 令和7年12月1日までに退職した場合、資格喪失届に添付して返却します。同年12月2日以降の退職であれば返却は不要です。

※2 有効期限内（最大5年間）の退職の場合、資格喪失届に添付して返却します。有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。

### **マイナ保険証の利用申込**

マイナ保険証は令和3年10月から本格運用されています。マイナ保険証の利用には、マイナポータルや、顔認証付カードリーダーを設置している医療機関・薬

局、セブン銀行のATM等での利用申込が必要です。

## マイナ保険証のメリット

- (1)特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
- (2)薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
- (3)旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。
- (4)マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- (5)就職や転職後の被保険者証の切り替え・更新が不要となります（新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です）。

## マイナ保険証が使用できないケースの対応

マイナ保険証が利用できるのは、オンライン資格確認システムを導入している医療機関・薬局です。令和5年4月から、保険医療機関・薬局ではオンライン資格確認が原則義務化されていますが、オンライン資格確認が利用できない医療機関等の場合は、資格情報のお知らせとマイナ保険証の両方を提出することで、保険診療を受けることができます。

マイナ保険証で受診する場合、医療機関等の窓口では、マイナンバーカードをカードリーダーにかざすことでオンライン資格確認を行います。ただし、転職等のためデータが登録中であったり機器のトラブル等によりマイナンバーカードでオンライン資格確認ができないような場合は、マイナンバーカードにある氏名や生年月日等の情報、連絡先、加入している保険者等に関する事項を「被保険者資格申立書」に記入し、医療機関等の窓口に提出することで、申し立てた患者負担分で保険診療を受けることができます。

Q

**健康保険に加入すると介護保険にも加入することになりますか。**

A

**40歳以後は介護保険にも加入します。**

### 介護保険に加入する人

次の表の「第1号被保険者」または「第2号被保険者」に該当する人は、住所地の市区町村の介護保険に加入します（被保険者となります）。

種別	対象者	介護保険料負担
介護保険 第1号 被保険者	市区町村に住む 65歳以上の人 <sup>※</sup>	年金からの天引きなどの方法で 個別に負担。
介護保険 第2号 被保険者	市区町村に住む 40歳以上65歳未 満の医療保険加 入者 <sup>※</sup>	医療保険の保険料のなかで負担 する。被扶養者に個別の負担は なく、各医療保険制度が介護納 付金で負担。

※指定障害者支援施設その他の適用除外施設に入所・入院している人を除きます。

したがって、①日本国内に住所をもたない人（在留資格3か月以下の外国人を含みます）や②適用除外施設の入所者・入院患者を除き、40歳以上65歳未満の人は、健康保険の被保険者・被扶養者である間、介護保険の第2号被保険者となります。

### 介護保険適用除外等該当・非該当届

40歳以上65歳未満である健康保険の被保険者・被扶養者は、上記①または②に該当するように（該当しなく）なったときは、介護保険適用除外等該当（非該当）届を事業主経由で提出します。

Q

**退職すると加入しなくなりますか。**

A

**退職すると健康保険・厚生年金保険の被保険者でなくなります。**

健康保険・厚生年金保険の被保険者は、次の(1)～(7)のときに被保険者の資格を喪失します。健康保険では、被保険者が資格を喪失すると同時に被扶養者もその資格を喪失します。

- (1)死亡したとき。
- (2)事業所に使用されなくなったとき。
- (3)事業所が廃止されたとき。
- (4)日々雇い入れられる人など（7頁参照）に切り替わったとき。
- (5)後期高齢者医療の被保険者となったとき（健康保険）。
- (6)任意適用事業所が任意適用取消を認可されたとき。
- (7)70歳に到達したとき（厚生年金保険）。

※社会保障協定により相手国法令の適用を受ける場合も、被保険者資格を喪失します。

### 資格喪失届

事業主は、従業員が被保険者でなくなった日から5日以内に、被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者不該当届を提出します。(7)の場合を除き、資格喪失届には健康保険の資格確認書等（本人・被扶養者分）を添付します。

※在職中に70歳に到達した場合は、厚生年金保険被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者該当届を提出します（引き続き同一事業所に同一賃金で使用される場合は提出不要）。

※75歳になり後期高齢者医療の被保険者となる健康保険の被保険者・被扶養者については、事業主にその情報をプリントした資格喪失届（被扶養者異動届）が送付されますので、プリント内容を確認し、必要事項を記入のうえ高齢受給者証などとともに返送します。

Q

**退職後や70歳以後でも加入し続けることはできますか。**

A

**退職前の2か月間継続して加入していたなど所定の条件を満たせば可能です。**

### 健康保険の任意継続被保険者

健康保険では、適用事業所に使用されなくなったために被保険者の資格を喪失した人のうち、喪失日の前日まで継続して2か月以上被保険者であった人は、資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に健康保険任意継続被保険者資格取得申出書を全国健康保険協会都道府県支部等に提出すれば、任意で引き続き2年間被保険者（任意継続被保険者）となることができます。

任意継続被保険者は、一般の健康保険の被保険者の場合（36頁参照）と異なり、健康保険の保険料の全額を自ら負担し納めます。

なお、令和4年1月からは、被保険者からの申出で任意継続被保険者の資格喪失が可能となっています。

### 厚生年金保険の高齢任意加入被保険者

厚生年金保険では70歳に到達した日に被保険者でなくなりますが、厚生年金保険高齢任意加入被保険者資格取得申出書を提出すれば、老齢基礎年金等の受給権をもたない間、任意で厚生年金保険の被保険者（高齢任意加入被保険者）となることができます。

高齢任意加入被保険者は、一般の厚生年金保険の被保険者の場合（36頁参照）と異なり、厚生年金保険の保険料の全額を自ら負担し納めます。ただし、事業主が同意すれば、一般の被保険者の場合と同様に、事業主と被保険者がそれぞれ保険料の半額を負担し、事業主がそれらを合わせて納めることもできます。

Q

## 国民健康保険にはどのように加入しますか。

A

### 受診時の自己負担額は健康保険と同水準、保険料は市町村ごとに定められています。

退職により健康保険を脱退した人は、他の健康保険や共済組合に（本人または被扶養者として）加入しない場合、健康保険の任意継続被保険者となるか、都道府県・市区町村の国民健康保険に加入します。

※平成30年4月から、従来の市区町村の国民健康保険は、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の役割を担っています。

国民健康保険と健康保険を比べると、医療機関にかかったときの自己負担割合や高額療養費など、医療給付の内容は同一です。現金給付は一般的に、出産育児一時金や埋葬料は設定されていますが、出産手当金や傷病手当金はありません。

保険料は市区町村ごとに設定されていますが、応能保険料（前年所得に応じた所得割、資産割）と応益保険料（被保険者均等割、世帯別平等割）の組み合わせにより賦課されます。

### 雇用保険の特定受給資格者等の保険料軽減

平成22年4月から、雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などにより離職した人）、および特定理由退職者（雇止めなどにより離職した人）について、国民健康保険の保険料の軽減制度が設けられています。具体的には、離職の翌日から翌年度末までの間、前年所得の給与所得を100分の30として算定します。

これにより、健康保険の任意継続被保険者となった場合よりも、国民健康保険に加入した方が保険料が安くなることがあります。

## II

# 健康保険・ 厚生年金保険の保険料

**Q**

## 保険料の額はどのように決まりますか。

**A**

### 標準報酬月額・標準賞与額に保険料率をかけて計算します。

健康保険・厚生年金保険では、被保険者ごとに被保険者期間（34頁参照）に属する各月について保険料が徴収されます。

#### 健康保険の保険料の額

1月あたりの健康保険の保険料の額は、次の表の「健康保険の保険料の月額」です。

健康保険の保険料の月額	
介護保険第2号被保険者でない被保険者（40歳未満および65歳以上）	一般保険料額
介護保険第2号被保険者である被保険者（40歳以上65歳未満）	一般保険料額+介護保険料額

一般保険料額	その月の標準報酬月額×一般保険料率+その月の標準賞与額×一般保険料率
介護保険料額	その月の標準報酬月額×介護保険料率+その月の標準賞与額×介護保険料率

協会けんぽ	組合管掌健康保険
一般保険料率 1000分の30～1000分の130の範囲内で全国健康保険協会が設定する都道府県単位保険料率	1000分の30～1000分の130の範囲内で各健康保険組合が設定する率※
介護保険料率 1000分の15.9（令和7年3月～）	各健康保険組合が設定する率

※うち被保険者負担分は、一般保険料率の2分の1以下の範囲内で各健康保険組合が設定します。

## ■協会けんぽ 都道府県単位保険料率

(単位:1000分の1)

	令和 5.3~	令和 6.3~	令和 7.3~		令和 5.3~	令和 6.3~	令和 7.3~
北海道	102.9	102.1	103.1(119.0)	滋賀	97.3	98.9	99.7(115.6)
青森	97.9	94.9	98.5(114.4)	京都	100.9	101.3	100.3(116.2)
岩手	97.7	96.3	96.2(112.1)	大阪	102.9	103.4	102.4(118.3)
宮城	100.5	100.1	101.1(117.0)	兵庫	101.7	101.8	101.6(117.5)
秋田	98.6	98.5	100.1(116.0)	奈良	101.4	102.2	100.2(116.1)
山形	99.8	98.4	97.5(113.4)	和歌山	99.4	100.0	101.9(117.8)
福島	95.3	95.9	96.2(112.1)	鳥取	98.2	96.8	99.3(115.2)
茨城	97.3	96.6	96.7(112.6)	島根	102.6	99.2	99.4(115.3)
栃木	99.6	97.9	98.2(114.1)	岡山	100.7	100.2	101.7(117.6)
群馬	97.6	98.1	97.7(113.6)	広島	99.2	99.5	99.7(115.6)
埼玉	98.2	97.8	97.6(113.5)	山口	99.6	102.0	103.6(119.5)
千葉	98.7	97.7	97.9(113.8)	徳島	102.5	101.9	104.7(120.6)
東京	100.0	99.8	99.1(115.0)	香川	102.3	103.3	102.1(118.0)
神奈川	100.2	100.2	99.2(115.1)	愛媛	100.1	100.3	101.8(117.7)
新潟	93.3	93.5	95.5(111.4)	高知	101.0	98.9	101.3(117.2)
富山	95.7	96.2	96.5(112.4)	福岡	103.6	103.5	103.1(119.0)
石川	96.6	99.4	98.8(114.7)	佐賀	105.1	104.2	107.8(123.7)
福井	99.1	100.7	99.4(115.3)	長崎	102.1	101.7	104.1(120.0)
山梨	96.7	99.4	98.9(114.8)	熊本	103.2	103.0	101.2(117.1)
長野	94.9	95.5	96.9(112.8)	大分	102.0	102.5	102.5(118.4)
岐阜	98.0	99.1	99.3(115.2)	宮崎	97.6	98.5	100.9(116.8)
静岡	97.5	98.5	98.0(113.9)	鹿児島	102.6	101.3	103.1(119.0)
愛知	100.1	100.2	100.3(116.2)	沖縄	98.9	95.2	94.4(110.3)
三重	98.1	99.4	99.9(115.8)				

※保険料の変更は、令和7年3月分から適用（任意継続被保険者は4月分から適用）。

※一般保険料率のうち特定保険料率（後期高齢者支援金・前期高齢者納付金等に充当）は、全国一律で、令4.3～令5.2：34.3／1000、令5.3～令6.2：35.7／1000、令6.3～令7.2：34.2／1000、令7.3～：33.8／1000

※「令和7.3～」の（ ）内は40歳～64歳の介護保険第2号被保険者該当（一般保険料率+介護保険料率）で、介護保険料率は全国一律15.9／1000（令5.3～令6.2：18.2／1000、令6.3～令7.2：16.0／1000）

☆船員保険（令和7年度）は、一般保険料率は110.5／1000（疾病保険料率100.0／1000+災害保健福祉保険料率10.5／1000）

介護保険料率は15.7／1000（令和6年度15.9／1000）

①介護保険未該当110.5／1000（船舶所有者61.0+被保険者49.5）

②介護保険該当 126.2／1000（船舶所有者68.85+被保険者57.35）

## 厚生年金保険の保険料の額

1月あたりの厚生年金保険の保険料の額は、次の式で計算されます。

厚生年金保険の保険料の月額	
その月の標準報酬月額×厚生年金保険の保険料率+その月の標準賞与額×厚生年金保険の保険料率	

		厚生年金保険の保険料率
一般の被保 険者 <sup>※1</sup>	厚生年金基金の加 入員でない場合	1000分の183.00 <sup>※1</sup>
	厚生年金基金の加 入員である場合	1000分の183.00 <sup>※1</sup> - 免除保険料率 <sup>※2</sup>
被保険者が 坑内員・船 員である場 合	厚生年金基金の加 入員でない場合	1000分の183.00 <sup>※3</sup>
	厚生年金基金の加 入員である場合	1000分の183.00 <sup>※3</sup> - 免除保険料率 <sup>※2</sup>

※1 平成29年9月以降のもの。

※2 1000分の24~1000分の50の範囲内（1000分の1きざみ）で  
厚生年金基金ごとに設定される率。

※3 平成29年9月以降のもの。

上の表の※1と※3の率は、下の表のように毎年改定され、平成29年9月から1000分の183.00で固定されています。

【厚生年金保険料率の段階的引上げ】 (単位：1000分の1)

年 月	上の表の※1	上の表の※3
平成16年10月	139.34	152.08
平成17年 9月	142.88	154.56
平成18年 9月	146.42	157.04
平成19年 9月	149.96	159.52
平成20年 9月	153.50	162.00
平成21年 9月	157.04	164.48
平成22年 9月	160.58	166.96
平成23年 9月	164.12	169.44
平成24年 9月	167.66	171.92
平成25年 9月	171.20	174.40
平成26年 9月	174.74	176.88
平成27年 9月	178.28	179.36
平成28年 9月	181.82	181.84
平成29年 9月	183.00	183.00

※第2号・第3号・第4号厚生年金被保険者（共済組合等の加入者）については、79頁参照。

**Q**

**標準報酬月額はどのように決まりますか。**

**A**

**報酬月額を50等級の区分にあてはめて決まります。**

### 報酬と標準報酬月額

労働者が労働の対価として事業所から受けるものうち支給回数が年4回以上のもの（給料など）を、報酬と呼びます。

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額を次頁の表の区分にあてはめて得られるものです。事業主が次の4つの時期に被保険者の報酬月額を算定し届け出ると、被保険者の新しい標準報酬月額が決定されます。なお、報酬月額を算定する際に、報酬の全部または一部が食事、住宅などの現物である場合には、その価額をその地方の時価によって算定します。

	標準報酬月額を決定する時期	新たに決定される標準報酬月額の有効期間 <sup>※1</sup>
資格取得時決定	被保険者になったとき	被保険者になった月（資格取得月）から8月（資格取得月が6月～12月であれば翌年の8月）まで
定時決定	毎年7月	その年の9月から翌年の8月まで <sup>※2</sup>
隨時改定	被保険者の報酬が大幅に変動したとき	固定的賃金の変動月の後3か月目から8月（3か月目が7月～12月であれば翌年の8月）まで
育児休業等・産前産後休業終了時改定	育児休業等または産前産後休業を終了し、被保険者が改定を申し出たとき	育児休業等または産前産後休業終了日の翌日が属する月の後3か月目から8月（3か月目が7月～12月であれば翌年8月）まで

※1 その間に改定される場合には、その前月までとなります。

※2 6月1日～7月1日に被保険者となった人は届出および定時決定の対象外です。隨時改定または育児休業等・産前産後休業終了時改定によって7月～9月から新たな標準報酬月額が適用される被保険者は、届け出る必要はありますが、定時決定の対象外です。